

議員（古川 幸義）

お早うございます。

8番 古川 幸義です。通告順により、次の質問を致します。

始めに、今年もあとわずかです。平成30年が終わろうとしています。そして、来年は多度津町議会も4年の任期が終わり、改選の中でもあることから、本定例会での一般質問は今期最終となり、4年間の集大成であると私自身は思っております。また、過去を振り返りますと、12年間を通し、一般質問は39回登壇し、質問事項は77問質問して参りましたが、いまだに満足する質問が少なく、おのれの未熟さを今に痛感するものでございます。よって、いま一度過去に質問致しましたうち、何点か再度質問し、確認させて頂きましますのでよろしくご答弁のほどお願い致します。

まずは1点目として、駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況についてを質問致します。

駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況について、平成29年12月定例会の一般質問にて、駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化を質問致しましたが、その後の進捗状況等や質問出来ていなかった項目を含め、再度質問致します。

1点目、整備計画の進捗状況はどのように進んだかをお尋ね致します。よろしくご答弁お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義議員の駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、駅舎のバリアフリー化に関しましては、現在整備方針を決定するため、JR四国を初めとする関係機関と協議を行っており、技術的に実施可能な建設方法、また、それに伴う概算事業費に関して、調査及び検討を行っているところでございます。

次に、駅周辺施設のバリアフリー化につきましては、平成29年度に都市再生整備計画を定め、緊急避難路である跨線橋へのエレベーター設置や駅前広場のバリアフリー化などの計画をしております。なお、都市再生整備計画は、平成30年から平成34年の5カ年を当面の整備実施計画期間としております。現在は駅の東と西をつなぐ跨線橋の利用者が多いことから、この施設へのエレベーター設置を急務と考え優先的に取り組んでおり、エレベーターの設置位置や基本的な構造を決める予備設計を行っているところであります。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問致します。

ただいま町長の答弁された中で、今度は担当課の課長に詳細なところをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

プラットホームに関し、竣工の年度を32年度と考慮し数えますと、2年3カ月、現段階ではJRとの協議に膨大な時間が費やされていると思われませんが、工事完成から逆算すると今の検討、試算段階でよいのでしょうか。例として、私なりに工程を想定致しました。

完成年度、平成33年3月、32年度として、工事期間は約1年、平成32年3月から33年3月、前半ではこれに製作を取りかからなくてはなりません。根拠は、乗客や利用者による影響を鑑み、工事は夜間工事で、進捗状況は非常に遅い難工事であると推測致します。

次に、実施設計は約6カ月、平成31年9月から32年3月と推測致します。根拠は、JRと設計業者とゼネコンと町との打ち合わせのため、時間は6カ月間と推測しておりますが、6カ月間では無理かもしれません。

次に、基本設計は6カ月、これは平成31年3月から31年9月。これも3者との打ち合わせのため、非常に時間がかかります。前回行いました跨線橋もかなり時間がかかりましたので、そういう風な推測を致しました。事前協議及び基本構造、これも6カ月ほどかかりますので、平成30年9月から31年3月ぐらいの期間が必要と思われれます。国、県、JRとの協議にて、方針、補助金に対しての対策と準備がかかります。ただいま述べた要素を考えますと、今現在事前協議は煮詰まっています、レイアウトやコンサルに対し、追加予算等を議会に報告出来る状態ではなくてはなりません。また、計画に弊害となっている理由はいかなるものか、出来ればご説明お願い致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられているのは、駅のバリアフリー化ということで答弁をさせていただきます。

多度津駅の場合、駅施設の構造や周辺状況から、バリアフリー化には比較的規模の大きな工事が必要であると考えられ、限られた財源の中で検討しなければならないと考えております。周辺整備との整合性を考慮するため、比較的高度の技術力が伴う検討が必要であることから、整備方針の決定に想定外の時間が生じております。

しかしながら、議員のおっしゃられるとおり、期間的にも非常に迫って来ているものがございますので、今一層早期に整備方針を決定して、設計等に入れますよう努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望を述べさせていただきます。

先ほど現在基本構想等が出来上がっていないなければならないというような状態ですが、これも議会に対して諮るところがあれば、議会の方も定期的な定例会のときではなくて、通常の場合でも議会は真摯に受けとめて協議する、また検討するというところに、そういう体制でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、2点目の質問と3点目の質問は同じような質問ですので、合わせて質問したいと思ひます。

2点目は、高齢者、障害者などの移動などの円滑な促進はと、3点目は、駅周辺施設仮設物についてバリアフリー化による取り組む部分については質問致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問のうち、2点目のご質問に答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、平成23年に改正された高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律に基づく国の方針には、1日平均利用者数が3,000人以上の駅をバリアフリー化することを目標に、地域の要請、支援のもと、鉄道駅の構造等の制約状況を踏まえ、可能な限り整備することが示されております。多度津駅は、平成29年度時点で、約4,200人の1日平均乗降者数があります。整備が必要な対象施設となるため、現在に至るまで関係機関などと検討を重ねてきたところでございます。多度津駅は、改札を含んだ待合所と2つのプラットフォームを地下道でつなぐ構造になっており、これらのバリアフリー化には、先ほど再質問で述べさせていただきましたとおり、比較的規模の大きな施設の整備が必要になると考えております。また、跨線橋などの駅周辺施設のつながりも考慮する必要があると考えております。技術的に可能な複数の案を比較検討する必要性も生じております。バリアフリー化に関する補助事業では、主に国が3分の1、JRが3分の1、県と町で3分の1の負担となっており、整備方針は適用可能な国の補助メニューを想定しながら、実際負担する町の費用負担を算出した上で、財政状況を勘案しながら、現実可能な整備方針を検討して参りたいと思っております。

続きまして、3つ目のご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な施設と致しましては、都市再生整備計画に示しております跨線橋と駅前広場を想定しております。これらのバリアフリー化を推進して参ります。また、新庁舎建設及び周辺道路の改良や駅前広場の整備を行う上で、多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例などに基づきながら、駅から道路、道路から建築物などの境界部の段差解消、連続的なバリアフリー環境の整備に努めて参りたいと考えております。以

上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対して、再質問させていただきます。

まず、2点目の質問に対しまして、これも駅のバリアフリー法に基づき、JRに要望事項や支援策について協議を進めるとご回答されましたが、今までにどれだけ何回協議したのか、またどれだけ進捗したのかを具体的に述べて頂きたいと思います。また、プラットホームと駅舎と周辺設備は別工事で分けられているのでしょうか。プラットホーム、駅舎としての国の補助対象が違うのであれば、それぞれ進めていかなければならないのではないのでしょうか。

それから、3点目に答弁されたことに対して、前回利用者目線と答弁されておりましたが、具体的に利用者目線とは何か、対象者は限定されたものか、全体として対象としているのかお答え願いたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問につきまして答弁をさせていただきます。

駅舎及び駅周辺のバリアフリー化に関しまして、今年度に入りましてJR四国さんとは8回程度協議を重ねております。その協議内容と致しましては、現在までの検討経緯のまず整理を行っております。その後、跨線橋完成後の諸条件で改めて技術的に設置可能な検討を複数案作成し、その妥当性を精査しておるところでございます。国の補助スキームに関しましては、駅舎におけるそれぞれの工事において、手戻りが発生しないよう、駅舎の整備方針、多度津駅周辺の整備計画、財政状況などを総合的に勘案しながら検討する必要があると考えております。議員さんのおっしゃられました駅舎とホームとばらばらであるのかというところでございますが、これは色々な補助メニューの中で統合することもありますし、ばらばらに整備することも考えられます。その中で、国の補助メニューと町にとって優位なものを選択していきたいと考えております。

続きまして、前回説明致しました利用者目線での事業整備の推進が必要になるのではということについてでございますが、高齢者、障害者を対象と致しましたバリアフリー化のみではなく、施設を利用する全ての人にとって、安心して利用しやすいユニバーサルデザイン等を考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問を致します。

素朴な質問ですが、この協議に関しまして、町が出資する部分の金額が大変多いものですから、町として提案しながら、その協議に主導権を握ることは出来ないのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの古川議員のご質問にお答えをしておりますが、当初から言いますと、このバリアフリーとそれから跨線橋の建設というものは、私が町長に就任させて頂いた次の年、ちょうどその当時は政策企画課というのを立ち上げて、そこが窓口になってJR四国さんとずっと交渉してた訳です。それで、なかなか進展していなかったというのが現実でありまして、それは私ども行政とそれからJR四国さんとの財政状況のこととか諸々の事情がありまして、なかなかスムーズに相談し、また決定が出来なかったということでもあります。そういう中におきまして、私どもが主体となるのは跨線橋の建設です、避難通路です、緊急避難通路。これは、大きな地震が起こったとき、そういうときのためにはどうしても老朽化した跨線橋では子供たちの通学路です、子供たちの命やまたあそこを通る人たちの命が守れないということで、今年に完成致しました跨線橋、緊急避難通路は、本当に頑強なものを造りました、そしてJR四国さんともこの跨線橋を活用したようなバリアフリーですね、JRの駅舎のバリアフリー化を考えてほしいということで、ずっとこの近々では今政策観光課長が申し上げた8回ぐらいだと思いますが、それからその以前からのことになると、もっと何回もやっています。私も国の方の鉄道局長とお会いをさせて頂きましたし、国と県とJRと多度津町の4者の会談というのか打ち合わせです、そういうこともずっと継続的に推し進めて参りましたが、なかなか一つの一致した見解には到達していないということで、今皆様方の前でもまだ申し上げる段階ではないんですが、案は3つあります。その3つの案の中でどれにしていくかということもまだなかなか進まないというのが現状でありますので、そしてそういうことが煮詰まってき、また決まってくると、決まってくるといのか打ち合わせなりが交渉が煮詰まってくると、議会の皆様方にもご相談を申し上げることになると思いますが、これだけの年数がたっても、まだ一つの見通しが立てていないというのが現状であります。私どもも何とか早くしたいということで、国そして県、またJRさん、そういう風なところともいつも相談をしながらやっておりますので、議員の皆様方にご報告が出来る、ご相談が出来るある程度の案がまとまるまで、もうしばらくお待ち頂きたいと思っております。どうかよろしくお願いを致します。

議員（古川 幸義）

まだまだお聞きしたいことがたくさんございますが、時間の制約もございますので、また委員会等で詳細等をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。

4点目は、今後のバリアフリー化の取り組みと目標はについて質問致します。前回ご答弁されましたことと重複せぬようご答弁頂けるようお願い申し上げます。

ます。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

駅舎のバリアフリー化につきましては、その整備方針を早期に検討して参ります。また、法令に基づく国の方針では、鉄道駅に関する移動円滑化の目標を、先ほどから述べておりますように、平成32年度までとしておりますことから、これらを念頭に置きながら、移動円滑化の推進に努めて参ります。

駅周辺施設のバリアフリー化につきましては、エレベーター設置に関する事業を優先して進めておりますことから、現在行っております予備設計が完了した後、速やかに建築物や電気設備に関する実施計画を行い、平成31年度に工事着手をして参りたいと考えております。

駅前広場のバリアフリー化の事業につきましては、駅舎の整備方針を見定めながら、跨線橋へのエレベーター設置の後に、都市再生整備計画事業の当面の実施期間である平成34年度を目標に、順次整備をして参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望として、もう期限が限られているため、限定的に行うのか、再度継続しながら整備を続けていくようお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

生活困窮者自立支援対策について。

1点目、平成27年度4月から生活困窮者自立支援事業は開始され、今年で3年間経ちましたが、何分課題が複雑であり、深刻化している中で、事業を促進し支援するのは並大抵ではないと実感しております。しかし、支援を求める側としては死活問題であり、わらにもすがら思いで支援は必要であります。業者側にとっては、定められた事項が受益者に妥当であれば支援となります。決定事項は血が通うものでなければと思うのであります。

それでは、次の質問を致します。よろしくご答弁願います。

1点目は、生活保護までには至らないが、生活に困窮する者に対する救済措置について、ご答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の生活困窮者自立支援対策についてのご質問にお答え致します。

生活保護までには至らないが、生活に困窮する者に対する救済措置はどのご質問ですが、まず生活困窮を理由に、健康福祉課の窓口相談に来られる方は、年間で40人から50人ほどです。窓口では、現在の生活状況や預貯金及び資産の所有状況、病気やけが、通院といった体調、健康面の状況、就労の意思、支援出来る家族がいるかなどについて聞き取りを行っております。聞き取り

の結果、約6割から7割が生活保護の対象になると思われるケースであり、申請窓口である香川県中讃保健福祉事務所につないでおります。生活保護の対象に該当しない方については、多度津町社会福祉協議会と連絡をとりながら、生活困窮者自立支援事業や香川おもいやりネットワーク事業、生活福祉資金貸付制度など、各事業や制度の利用を促しています。町社協での生活困窮者からの新規相談は、平成29年度に23件、今年度におきましても、10月末までに既に21件に上っております。現在3名の相談支援員が配置され、相談内容により、どのような支援が必要か、本事業による支援を利用するか、また他の制度の相談窓口につなげるかなどの調整を経て、本人の希望を尊重した自立に向けた具体的な支援プランを作ります。作成された支援プランは、関係機関で協議され、本人の同意を得た上で、プランに沿ったきめ細かい継続的な支援が提供されることとなります。ほかにも緊急的に食べ物がない場合など、食糧の支給が受けられるフードバンク事業や一定期間家賃相当額を支給される事業もごございます。これらの社協の事業は、もちろん生活保護制度の申請や受給を制限するものではなく、第2のセーフティーネットとして、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業であり、それぞれのケースに応じた支援が出来るよう、関係機関が連携を図って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

先ほど答弁された窓口で相談される方が年間で40人から50人、その中で聞き取りの結果、6割から7割が生活保護の対象となり、申請窓口である香川中讃保健福祉事務所につないでいるという答弁をされましたが、この中で6割から7割というと40人から50人の中で6割から7割、多目に言いますと30人から35人の方が香川県の中讃保健福祉事務所の方へ行って申請を行っているというわけでごございます。また、生活保護の対象に該当しない方は、生活困窮者自立支援事業や香川思いやりネットワークですね、それから生活福祉資金貸付制度、こういうものを行っておりますが、生活福祉資金貸付制度は、これはうちではなく、多度津町の社会福祉協議会の方で行っていると聞いております。その中で、生活保護の方で申請が外されまして、多度津町の社会福祉保健事務所の方へ生活が困窮しています、若いときに職人さんをされて、年金は余り掛けてなかった、その中で入院、退院を繰り返して、老後のために貯めていた預金もあとわずかになって、かなりの出費で生活が苦しくなり、生活福祉資金貸付制度を申請しましたが、これも貸し放しというところではありません。信用保証関係の問題もごございます。返済のあてがなければ、これは当然貸し付けられないというので、緊急にお金が必要であっても、これは貸し付けの該当

でないので、これは資金を借りることが出来ない。また、生活保護の執行状況を資料で見ますと、生活保護の執行状況は、平成26年では189名で、27年度は185名、28年度は183名、29年度は190名で、今年度は30年9月現在では194名で、これは今年度中にもっと増えるかも分かりません。このように、年々増加の傾向で、200人を超えるのはそう遠くないと推察致します。

また一方で、生活保護に認定されていない人たちです、条件が数点に適さず、受給対象から外される方も多いと推察致します。そのような方々に支援をするには、どのようにされるか課題でございます。平成28年度では、福祉給付金として、年金生活者支援として7,362万円が過去に出ております。28年度のみで臨時福祉給付金は、29年度5,541万円となっておりますが、今年度から一切打ち切ったことになっておりますが、町としてあるべき姿としての救済措置はないのでしょうか、お答え願います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問にお答え致します。

古川議員がおっしゃるように、生活保護の相談は多くあり、香川県中讃保健福祉事務所につないでおりますけれども、実際6割から7割をつないだと致しましても、その後厳しい審査がございまして、実際に受給されるように至るまでにはかなりの困難があると思われております。現在多度津町でも、おっしゃられるとおり194名の方が生活保護を受給されておりますが、この生活困窮者自立支援対策と申しますのは、早い段階で生活困窮者の支援をすることによって、生活保護に至るまでに自立を促すという事業でございます。また、貸し付けの方に該当されない方もいらっしゃるというお話でしたけれども、社会福祉協議会の方がされている事業でありますので、どのような審査がされているのか具体的なことは把握しておりませんが、それでも借りられなかった方については、また町窓口と致しましても相談を受け、きめ細かな支援を行って参りたいと思っております。町としまして、今直接貸し付けをするというような事業はございませんけれども、そういった方に寄り添いながら、関係機関と連携をとりながら図って参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

同じく、1点目の再々質問を致します。

業務として、行旅病人及び行旅死亡人に関する業務とされておりますが、担当者の業務内容は、担当者としてその対象とする方たちの実態調査は行われているのでしょうか。また、予算として、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の中に葬儀委託とありますが、それ以外の救済はいかがなものなのでしょうか。



それから、これも関連して、本町では住所不定者やホームレスに対し、病気や交通事故、生活困難な傷病を負った者に対する救済措置は現在どうなっているのでしょうか。また、住所不定で観光やお遍路など、多度津町を訪れた人たちが身元引き受けをする者がいない場合はどうなるのかお答え願いたいと思います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員のご質問にお答え致します。

まず、行旅死亡人に関する業務でございますが、町内で倒れられた方につきましては、多度津町に住民票がない方が多くございますが、そういう方につきましては、警察等を始め、関係機関と連携をとりながら、身元を確認する作業をまず進めます。それでも確認がとれない場合は、町内業者、葬儀業者に委託をしておりますので、まず葬儀をさせて頂きまして、遺骨をお預かりするというようになっております。その後、それでも身元が分からない場合には、無縁仏ということで委託をしておりますお寺にお預けするというようなことになっております。

また、ホームレスの関係につきましては、手元に詳しいデータがございませんので、また委員会等でお答えさせて頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

議員（古川 幸義）

時間の都合が大分迫って参りましたので、もう一点、本町でも若年無業者に対する把握と実態はについて質問致したいと思います。

これも答弁に当たり、国の施策や県の施策について説明は結構でございます。本町での関わるどころだけ答弁をお願いしたいと思います。また、前回と重複した答弁は結構ですので、よろしくご配慮お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の若年無業者に対するご質問にお答え致します。

町内で若年無業者の数は調査しておりませんので把握しておりませんが、内閣府の報告資料によりますと、15歳から39歳の若年無業者は、平成29年には71万人、人口に占める割合が2.1%と発表されておりますので、本町も同程度と考えますと、人口に当てはめると130人前後と推計されます。若年無業者の方に対しての支援と致しましては、相談の内容に応じまして、町で実施している心の相談の案内や精神的な負担を抱える若者を持つ家族には、精神障害者家族会の周知啓発に努めております。国や県の方では、就労の準備支援事業とさぬき若者サポートステーション等の窓口がございますので、そちらの方が適当と思われる方には、そちらにご案内を致しております。若年無業者の実態については、情報や相談がなかなか表面に出てこないため、民生委員を始め、地

域の方々のご協力も頂きながら、関係機関と連携し、情報交換を図って参りたいと考えております。以上、答弁を致します。

議員（古川 幸義）

時間がもう迫って参りましたので、3点目の質問は今回致しません。

所感としまして、今回が4回目の集大成と意識致しまして、質問に力を入れ過ぎたのではないかと反省する次第でございます。

今後、多度津町が抱える課題はたくさんございます。来年度は新庁舎の建設や駅のバリアフリーなど、新規事業がたくさんありまして、多度津町に住む町民や多度津を訪れる方に対し、将来にわたり満足して頂くよう、これから事業に対して十分な審議や検討を重ねていかなければなりません。

2点目は、生活困窮者自立支援対策について、先ほども申しましたが、支援を求める側としては死活問題であり、わらにもすぎる思いであります。利用者側にとっては、やはり血が通うものの施策でなければならないと思うのでありますので、よろしく検討のほどお願いしたいと思います。

これにて、8番 古川 幸義の一般質問を終わらせて頂きます。

有難うございました。